

搬入計画書(記入例)

(例)

年 月 日

山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第28条の規定による一般廃棄物処理手数料減免申請書の添付書類として搬入計画書を下記のとおり提出します。

住 所 山口市大内御堀〇〇番地

氏 名 (株)〇〇

電話番号 083-900-〇〇〇〇

罹災物件の住所		山口市吉敷.....			
搬入する市の処理施設及び最終処分場名		清掃工場、不燃物中間処理センター、鍛冶畑不燃物埋立処分場			
搬入者(山口市一般廃棄物収集運搬許可を要す)		(株)〇〇			
搬入予定車両番号		山〇〇さ.....、山口〇〇た××××(複数台数ある場合は全車記入)			
搬入するごみの内容		一般廃棄物(家財、衣類等)焼けた小型家電製品(家電4品目を除く) 焼けた木材、焼けた瓦、焼けたガラス			
搬入(予定)日 搬入施設(清掃工場・不燃物中間処理センター等)及び搬入物	10月1日	不燃物中間処理センターに焼けた小型家電製品(不燃物)及び生活用品(不燃物)			
	10/2~10日	清掃工場に家財及び衣類(可燃物)破碎不要物			
	10/17及び10/21日	鍛冶畑処分場に焼けた瓦とガラス(埋立)			
	10/18及び10/24日	神田で焼けた木材を破碎機を使用してチップ化→清掃工場に搬入			
最終処分場 (処分場)		不燃物中間処理センターで処理できない不燃物		清掃工場の受入基準を超える焼損木材(神田処分場で破碎後に清掃工場へ搬入)	
		鍛冶畑処分場	阿東最終処分場	午 前	午 後
		9:00~16:00	13:30~15:00	9:00~11:00	13:30~15:00
搬入(予定)日 搬入物	10月17日	○			
	10月18日			○	
	10月19日			○	
	10月21日	○			
	10月24日				○

※ 罹災場所の地図(位置図)を添付し、関係部署との事前協議が必要です。

※ 市の処理施設等への搬入を業者等に委託する場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

※ 施設の搬入、破碎機使用については、受け入れ基準厳守でお願いします。

・不燃物中間処理センターと清掃工場の搬入時間及び搬入基準

平 日・8時30分~16時30分

◎清掃工場(破碎機受け入れ基準)・直径5cm以下、長さ2m以下

土 曜 日・8時30分~12時00分

(ごみピットに直接搬入の場合は、直径5cm以下、長さ50cm以下)

・神田一般廃棄物最終処分場の破碎機使用可能時間(前日までに予約が必要です。)(金曜日午後は受入不可)

【神田処分場 木材破碎機使用】

※1週間連続で午前、午後を希望する場合、金曜日は1日不可。

平 日・9時00分~11時00分

◎神田処分場(破碎機受け入れ基準)・直径30cm以下、長さ2m以下

平 日・13時30分~15時00分

【鍛冶畑不燃物埋立処分場】

・日時に変更があった場合は、環境施設課まで必ず連絡して下さい。

平 日・9時00分~16時00分

・廃棄物運搬時には飛散防止措置を必ず行ってください。

【阿東一般廃棄物最終処分場】

・搬入及び破碎機の使用時間について、ご希望の時間に添えないことが

平 日・13時30分~15時00分

あります。